

4章



配慮が必要なお子さん・

医療的ケアが必要なお子さんの
申し込みについて





1 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがあるお子さんの申し込み

お子さんについて、疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなど気になることがある場合には、保育園の申し込みの際に「**◆健康状態調査書**」を提出してください。申し込み後に疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどが判明した場合は、「**◆健康状態調査書**」と「**子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼 申請内容変更届**」を提出してください。（記載内容について保育入園係から聞き取りをさせていただく場合があります。）

また、保育園での生活について配慮が必要な場合は、申し込み前に保育入園係にご相談ください。

お子さんの入園を円滑に進めるため、ご協力をお願いします。

2 医療的ケアが必要なお子さんの申し込み

主治医により集団保育が可能と判断されていることを前提として、保育園では医療的ケアが必要なお子さんを受け入れています。医療的ケアの内容やお子さんの状況を確認させていただく必要があるため、必ず申し込み前に保育入園係の窓口にご相談ください。

通常の入園申込書類に加えて必要な書類がありますので、早めに相談にお越しください。申込締切日までに必要書類がそろわない場合は、受付ができません。なお、申し込みは保育入園係の窓口でのみ受け付けています。

①実施内容

対象となるお子さん

- ・ 保育の必要性があり、主治医の意見書で保育園においての集団保育が可能と認められること。
- ・ 家庭での生活において状態が安定していること。
- ・ 医療的ケアが日常生活の一部として保護者およびお子さんに定着していること。



実施可能な医療的ケア

- ① 喀痰吸引（口腔、鼻腔、気管切開部）
- ② 経管栄養（経鼻経管、胃ろう、腸ろう）
- ③ 導尿
- ④ 定時の薬液吸入
- ⑤ 血糖測定（インスリン注射対応含む）
- ⑥ ストーマ管理（装具交換含む）
- ⑦ その他、主治医の指示のもと保育所において実施可能な処置

※実施可能な医療的ケアに該当しても、内容によって対応できない場合があります。

保育時間

保育園で保育を行う日と時間は園長がご家庭の状況をお伺いするとともに、安全にお預りするために主治医からの意見も踏まえた上で決定します。

② 注意事項

入所（在園）ができない場合について

- 日常的に他のお子さんから隔離をする必要がある場合
- 看護師による継続的な容態の観察や処置を必要とする場合
- 集団保育が不可能であると医師が判断した場合

入所後に上記のような状態になった場合については、原則として退園となります。

（ただし、一時的な症状悪化によるもので、3か月以内に回復の見込みがあると医師が診断した場合は休園することができます。）

園での医療的ケアの実施について

- 医療的ケアに必要な医療機関に対する診療報酬・文書代などは、保護者の負担となります。また、園における医療的ケアの実施に必要な器具および消耗品などをご用意いただきます。
- 園は医師が記入した指示書に基づき、保護者と手順・内容などを確認の上、医療的ケアを実施します。医療的ケアの内容、薬の種類・量の変更があった場合には、保護者は医師に指示書の記入を依頼し、園にあらためて提出していただきます。
- お子さんを安全にお預かりするために、園と保護者の緊密な連携が必要です。保護者の方におかれましては、園の運営にご理解・ご協力をお願いいたします。

4章

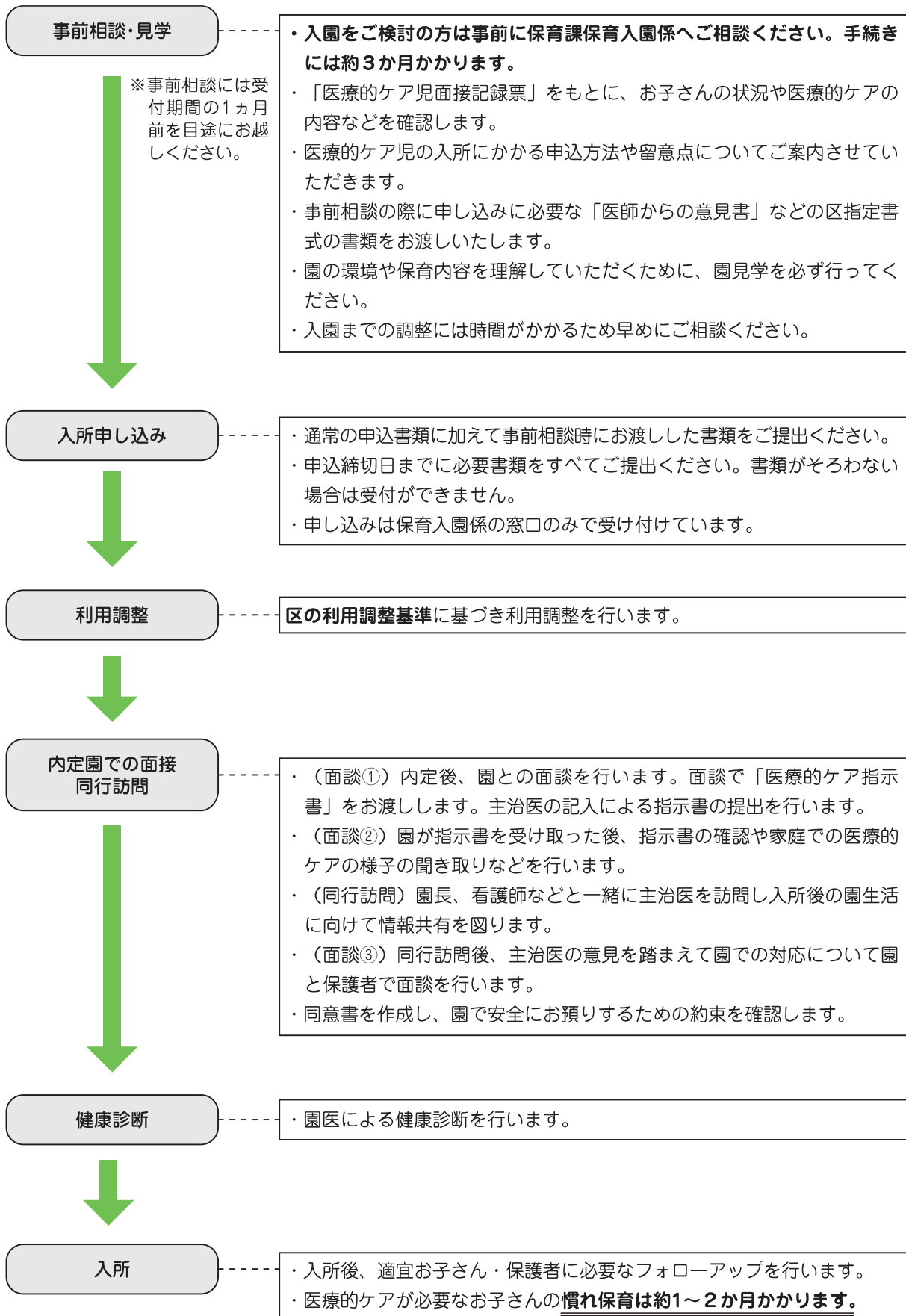
配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて



4章

配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて

③入所までの流れ





④ 申込書類・受付場所・受付期間

申込書類

P13～18に記載の書類に加え、以下の書類が必要です。

※必ず事前にご相談の上、申込締切日までに必要書類すべてをご提出ください。書類がそろわない場合は、受付ができません。

- ①◆健康状態調査書
- ②診断書
- ③医師からの意見書
- ④医療的ケア児に関する発達・生活状況

受付場所

中央区役所6階保育課保育入園係

※受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。

※お子さんの医療的ケアの内容や健康状態を確認する必要があるため、必ず6階保育課窓口にお越しください。オンライン申込や郵送、日本橋・月島・晴海特別出張所などでの申し込みは受け付けていません。

受付期間

通常の申し込み期間と同じです（P12①参照）。

※区立明石町保育園医療的ケア児専用保育室は受付期間が異なります（P60参照）。



3 中央区立明石町保育園（医療的ケア児専用保育室）

明石町保育園では、日常的に医療的ケアが必要な2歳児以上（当該年度の4月1日現在の満年齢）のお子さんのうち、人工呼吸器による呼吸管理が必要なお子さん、医療的ケアが複合するお子さんなど、通常の認可保育施設でお預かりが困難なお子さんを専用の保育室でお預かりします。

詳細については区のホームページに掲載していますのでご参照ください。

保育園名	種別	所在地	定員	休園日
明石町保育園	区立	明石町12-1	3人	土・日・祝・年末年始※1

※1 年末年始は12月29日から1月3日までです。

医療的ケア児専用保育室



4章

配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて

受付期間

- 令和8年度4月入園の申し込み

受付期間：令和7年11月4日（火）～令和7年11月28日（金）まで

※4月の入所申し込みは通常の申し込みと異なり、受付期間は1回となります。

※4月の申し込みは10月中を目途に相談にお越しください。

- 令和8年度5月以降入園の申し込み

利用希望月	受付期間
令和8年5月	5月利用は取り扱いません。
令和8年6月	令和8年3月2日（月）～3月31日（火）
令和8年7月	令和8年4月1日（水）～4月30日（木）
令和8年8月	令和8年5月1日（金）～5月29日（金）
令和8年9月	令和8年6月1日（月）～6月30日（火）
令和8年10月	令和8年7月1日（水）～7月31日（金）
令和8年11月	令和8年8月3日（月）～8月31日（月）
令和8年12月	令和8年9月1日（火）～9月30日（水）
令和9年1・2月	令和8年10月1日（木）～10月30日（金）
令和9年3月	3月利用は取り扱いません。

※土・日・祝日を除きます。

※通常の申し込みと期間が異なりますのでご注意ください。

※受付時間は、午前8時30分から午後5時です。

※オンライン申込や郵送、日本橋・月島・晴海特別出張所などでの申し込みは、受け付けていません。

必ず6階保育課窓口にお越しください。



4 居宅訪問型保育事業（障害児向け）

事業名(事業者名) 電話番号	障害児訪問保育アニー（特定非営利活動法人 フローレンス） (6811)0907
事業内容	①自宅保育型 障害・疾病などにより集団保育が著しく困難な児童を対象に、児童のご自宅に保育者が訪問し1対1で保育を提供します。 ②障害児保育園利用型 居宅訪問保育事業と児童発達支援事業を組み合わせた「障害児保育園ヘレン東雲」を併用します。
対象児童	●1～5歳児クラスで、保育の必要性があり、医療的ケアや疾病・障害などの程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められた児童（0歳児は要相談）。 ※「障害児保育園ヘレン東雲」では、主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重度の心身障害児（経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろう・気管切開・人工呼吸器を必要とする児童を含む）が対象となります。対応の可否については、事業者にお問い合わせください。 ※「障害児保育園ヘレン東雲」を利用する場合は、バス送迎可能地域（入船、湊、明石町、築地、佃、月島、勝どき、豊海町、晴海）に居住の方のみが対象になります。
保育日	月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
保育時間	午前8時～午後6時の間で8時間以内
注意事項	●事前に事業者において預かりが可能であるかをご確認の上、事業の利用について区にご相談ください。 ●申込方法については、認可保育所の規定に準じます。 ●保護者は、事業者と直接利用契約を結びます。 ●交通費は毎月事業者へ直接お支払いください。交通費については、区の補助制度があります。（月上限20,000円か実費額の2/3のいずれか低い方） （補助制度の問い合わせ先：保育課保育給付係 03-3546-5422）

4 章

配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの申し込みについて